

各 位

会 社 名	日立キャピタル株式会社
代表者名	執行役社長 三浦 和哉
(コード番号 :	8586・東証第一部)
問合せ先	執行役常務 百井啓二 (TEL : 03-3503-2118)

支配株主等に関する事項について

(1) 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の商号等

(平成21年3月31日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合(%)	発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
株式会社日立製作所	親会社	60.66 (3.11)	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所 札幌証券取引所 ニューヨーク証券取引所（米国）

(注) 議決権所有割合欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 親会社の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

① 親会社の企業グループにおける当社の位置付け、人的・資本的関係

当社の親会社は株式会社日立製作所であり、当社議決権の60.66%（間接所有を含む。）を所有しております。当社は、リースを始めとする総合金融サービス業を担っており、日立グループにおける金融サービス事業の中核会社であります。

当社の事業は、日立グループ企業やその従業員に限らず、幅広い顧客を対象として全国的に展開しておりますが、その推進にあたっては、独自の営業組織だけでなく、日立グループ各社のネットワークや技術力などの経営資源を有効に活用しております。

また、当社の社外取締役のうち1名は株式会社日立製作所の代表執行役を兼任しており、経営の重要な意思決定に際し、有用・適正な助言や経営情報の提供を受けております。

② 親会社の企業グループに属することによる事業上の制約等

日立グループ各社（その従業員を含む）は当社の大口かつ安定した取引先であります。

なお、日立グループと当社において、事業活動を行う上での承認事項など、グループに属することによる事業上の制約はありません。

③ 親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

日立グループ各社との取引は、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正な取引を確保しております。また、当社は自主独立経営を重視しており、グループ内取引に依存することなく、他の取引先との取引拡大を積極的に推進しております。

④ 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、顧客、また仕入先として、日立グループ各社との協力関係を維持しながら事業展開を図っておりますが、これらグループ会社から事業上の制約を受けることはなく、独自に事業活動

を行っております。

また、取締役の兼任状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

(役員の兼任状況)

(平成21年6月30日現在)

役職	氏名	親会社での役職	就任理由
社外取締役	森 和廣	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役副社長	経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び 営業全般、グループ会社経営に係る深い専門知識を有しております。これらに基づく経営判断力及び経営指導力に期待しているため。

(3) 親会社との取引に関する事項

当社と株式会社日立製作所との取引としては、主としてリース物件となる業務用機械等の購入及び同社に対する製造設備・産業機器等のリースがあります。また、当社は日立グループのキャッシュ・マネジメント・システム（資金集中取引）に参加しています。

平成21年3月期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における同社との取引の状況は以下のとおりです。

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
製造設備・産業機器・事務用機器等のリース 及び支払代行取引	69,008	売掛金	11,991
		リース投資資産	5,581
資金の預け入れ（純額）	151,911	預け金	227,007
利息の受取り	1,087		
業務用機器等の購入	35,740	買掛金	16,937

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 製造設備・産業機器・事務用機器等のリース及び支払代行取引については、市場価格を勘案した一般的な取引条件をもって決定しております。
2. 資金集中取引については、市場金利に連動した利率を適用しております。
3. 業務用機器等の購入については、当該機器等のリース及びクレジット顧客と同社との間で決定された価格によっております。

(4) 親会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載の「支配株主等との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に則り、株式会社日立製作所との取引については、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正な取引を行っております。同社との取引等に関し重要な事項については、執行役会において多面的な検討、審議を行うとともに、「取締役会規則」に従い所要の事項については取締役会への報告等を行い、業務執行における経営判断の独立性を確保し、牽制機能を働かせています。

以上